

参 考 資 料
令和7年11月6日
教育委員会事務局
多様な学び推進担当課

表紙デザインは仮

MIRAI SCHOOL いたばし －多様な学び推進2028－ (素案)

令和7（2025）年10月
板橋区教育委員会

はじめに

教育長挨拶が入ります

令和 年 月

板橋区教育委員会
教育長 長沼 豊

目 次

第1章 プランの基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨・位置づけ.....	3
2	計画期間.....	4
3	推進体制.....	4

第2章 プランの背景

1	多様な学び推進の背景.....	9
2	多様な背景をもつ区の児童・生徒の主な状況.....	12
3	現状から見てくる多様な学び推進に係る課題.....	17

第3章 プランにおける取組

1	めざすべき方向.....	25
2	実現したい多様な学びの環境.....	26
3	重点戦略.....	27
4	重点戦略に対応する取組.....	30

【参考資料】

1	基礎データ.....	38
2	(仮)「多様な学び推進プラン2028」策定プロジェクトチーム設置要領.....	40
3	いたばし学び支援プラン庁内検討会及び(仮)多様な学び推進プラン庁内検討会設置要領.....	42

第1章

シンボル掲載予定

プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨・位置づけ
- 2 計画期間
- 3 推進体制

1 プランの基本的な考え方

MIRAI SCHOOL いたばし -アクションプラン 2028-に基づく、多様な学びの推進・充実

プラン策定の趣旨・ 位置づけ

「MIRAI SCHOOL いたばし -多様な学び推進 2028-」は、「MIRAI SCHOOL いたばし -教育ビジョン 2035-」での多様な学びに関する考え方を受け、子どもの特性や背景によらず、多様な一人ひとりの状況に対応した学びをめざし、「MIRAI SCHOOL いたばし -アクションプラン 2028-」に基づく、多様な学びに関連する取組の推進、充実を図るために策定するプランです。

計画期間

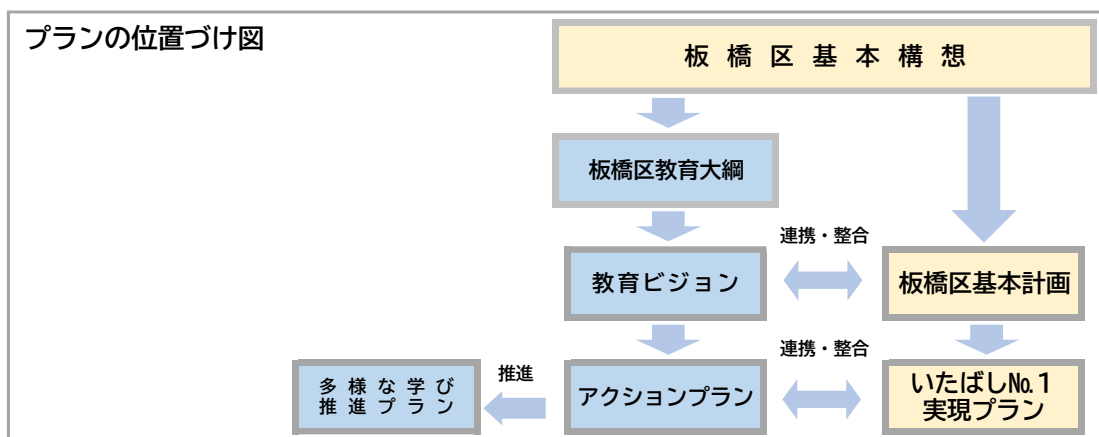
令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までの3年間を計画期間とします。

推進体制

多様な学びの推進にあたっては、「MIRAI SCHOOL いたばし -教育ビジョン 2035-」の考え方を踏まえ、教育委員会事務局内各課の連携した取組に加え、区長部局の関係各課とも適宜連携し、進めていきます。

1 プラン策定の趣旨・位置づけ

- 板橋区（以下「区」という。）では、教育がめざす将来像や中長期的な施策の方向性を示す「MIRAI¹ SCHOOL いたばし -教育ビジョン 2035-」（以下「教育ビジョン 2035」という。）を策定しています。教育ビジョン 2035 では、多様な学びの実現をめざすため、学ぶ内容・方法・場所の三つの観点からの考え方を表しています。
- 「MIRAI SCHOOL いたばし -多様な学び推進 2028-」（以下「多様な学び推進プラン 2028」という。）は、教育ビジョン 2035 での多様な学びに関する考え方を受け、子どもの特性や背景によらず、多様な一人ひとりの状況に対応した学びをめざし、「MIRAI SCHOOL いたばし -アクションプラン 2028-」（以下「アクションプラン 2028」という。）に基づく、多様な学びに関連する取組の推進、充実を図るために策定するものです。



“らしさ”と可能性のひろがる、多様な学びの環境へ

MIRAI SCHOOL いたばし -多様な学び推進-

MIRAIという言葉にこめた、5つのビジョン

Motivation : 自分らしく進むチカラ

個性や背景に関わらず、千差万別な一人ひとりの子どもが、自分の強みを活かし、知りたいことを主体的に学べる機会がひろがる、多様な学びの環境へ。

Inclusion : 認め合って生きるチカラ

個性や状況が違っていても、子ども一人ひとりが、それぞれの多様性を認め合い、高め合い、対話や協働的な学びのチャンスがひろがる、多様な学びの環境へ。

Relation : つながり助け合うチカラ

子どもをまんなかに、学校や地域が連携し、子ども同士はもちろん、大人たちともつながり、ひろがる、多様な学びの環境へ。

Activation : 自ら行動を起こすチカラ

学ぶことへの興味や関心を出発点に、進みたい将来を思い描きながら、自ら取り組み、次へつながる可能性がひろがる、多様な学びの環境へ。

Innovation : ゼロから切り拓くチカラ

変化の激しい時代を生きる子どもたちが、未来を見据え、自分らしい豊かな人生を切りひらけるような、多様な学びの環境へ。

1 MIRAI : 「自立・貢献・共生・創造」という4つに加え、「心の在り方（自己受容・他者信頼・他者貢献）」を加えた、5つのチカラ（MIRAI）（教育ビジョン 2035 より引用・抜粋）

2 計画期間

- 多様な学び推進プラン 2028 は、計画期間を令和 8（2026）年度から令和 10（2028）年度までの 3 年間とすることで、具体的な取組の展開を見直し（ローリング・更新）していきます。

年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	令和 16	令和 17
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
計 画 期 間	板 橋 区 教 育 大 綱									
	教 育 ビ ジ ョ ン 2035									
	アクションプラン2028			アクションプラン2031			アクションプラン2035			
	多様な学び推進プラン 2028			多様な学び推進プラン 2031			多様な学び推進プラン 2035			

多様な学び推進プラン 2028 の見直し（ローリング・更新）について

現在のように、社会情勢が激動する時代においては、多様な学びを求める子どもや保護者のニーズが変わるとともに、国・東京都の多様な学びに係る動向など様々な環境変化が起きる可能性があります。

また、多様な学びを推進するにあたっては、様々な理由（要因）が複合的に関連しており、一つの取組だけで課題の解決を図ることは難しい状況です。

そこで、多様な学び推進プラン 2028 については、アクションプラン 2028 と連携・整合を図るため、令和 10（2028）年度に、これらを踏まえた見直し（ローリング・更新）を行う予定です。

3 推進体制

- 教育ビジョン 2035 では、区の教育施策に関わるすべての人が共有する最も大切にする考え方を、「教育は人が幸せに生きるためにあります ～教育を通して、学ぶ喜びや成長する喜び、人とつながる喜びを感じられる一人ひとりの生涯～」としています。
- 多様な学びの推進にあたっては、教育ビジョン 2035 の考え方を踏まえ、教育委員会事務局内各課の連携した取組に加え、区長部局の関係各課とも適宜連携し、進めていきます。

「多様な学び」とは

- これからの板橋区は、「多様な学び」の実現をめざしていきます。これは、生涯学習社会の実現にもつながる重要な要素です。多様な学びは、学ぶ内容、方法、場所の三つの観点から考えることができます。
- まず、学ぶ内容の多様化です。子どもから大人まですべての区民が社会の変化に柔軟に対応し、新たな価値を創造するためには、より幅広い知識とスキルの習得が不可欠です。科学技術の革新、グローバル化による異文化理解、環境問題への対応、豊かな感性をはぐくむ芸術など、多様な分野の学びが、一人ひとりの可能性を広げ、社会に挑む力をはぐくみます。
- 次に、学ぶ方法の多様化です。区民一人ひとりの学習スタイルや理解度に合わせて学ぶためには、対面学習やオンライン学習、ワークショップ、フィールドワークなど、様々な方法を組み合わせることが必要です。学びの方法が多様化することで、誰もが自身に合った方法で学ぶことが可能になります。
- さらに、学ぶ場の多様化です。幅広い経験と出会いを提供するためには、学校や図書館、まなぼーなどの従来の学びの場に加えて、区の集会所や公園、民間施設、オンライン上の学習環境など、様々な場で学ぶ環境を構築することが重要です。これにより、子どもから大人まで、多様な環境とともに社会を創る一員として教え学び合い、多角的な視点を持つことができます。

※出典：MIRAI SCHOOL いたばし ―教育ビジョン 2035―

第2章

シンボル掲載予定

プランの背景

- 1 多様な学び推進の背景
- 2 多様な背景をもつ区の児童・生徒の主な状況
- 3 現状から見えてくる多様な学び推進に係る課題

2 プランの背景

多様な学び推進の背景や現状から見えてくる課題

多様な学び推進の 背景

将来を予測することが困難な時代を迎えている中、子どもたちには、未知の場面や状況にあっても、自ら課題を発見し、自分の強みを活かし、他者とも協働しながら、課題解決に向けて主体的に判断し自らの考えを表現していく力が求められており、国・東京都では様々な取組が進められています。

多様な背景をもつ 区の児童・生徒の 主な状況

不登校児童・生徒、特別支援学級等に在籍する児童・生徒、外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒など、それぞれが異なる特性や背景をもっており、一人ひとりの状況は千差万別です。その違いには、明確な境界線はなく、むしろグラデーションのように連続的に変化し、多様な状況です。

現状から見えてくる 多様な学び推進に 係る課題

令和5(2023)年度に不登校児童・生徒数が1,300人を超え、不登校児童・生徒の学びの保障が喫緊の課題となっています。

また、特別支援学級等に在籍する児童・生徒、外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒数も増加傾向にあり、支援の充実が重要となっているほか、子どもの特性や背景によらず、多様な一人ひとりの状況に対応した、個別最適な学びと協働的な学びの推進が求められています。

1 多様な学び推進の背景

(1) 社会的背景

- グローバル化の進展や、A I・ロボティクスなどの分野における絶え間ない技術革新等により社会の在り方は大きく、そして急速に変化しており、将来を予測することが困難な時代を迎えています。こうした時代を生きていく子どもたちには、未知の場面や状況にあっても、自ら課題を発見し、自分の強みを活かし、他者とも協働しながら、課題解決に向けて主体的に判断し自らの考えを表現していく力が求められます。
- こうした力を子どもたちが身に付けるには、一人ひとりの児童・生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、子ども同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と関わり合いながら学ぶことが必要となります。
- 文部科学省は、平成 29（2017）年から平成 31（2019）年にかけて改訂した現行学習指導要領で、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、全ての教科等を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの資質・能力の柱で整理し、「何を学ぶか」だけではなく、「何ができるようになるか」を明確化するとともに、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の必要性を示しました。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的な事態に直面しながらも、G I G Aスクール構想による 1 人 1 台端末を活用した授業改善を踏まえ、令和 3（2021）年の中央教育審議会答申においては、すべての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことの必要性が指摘されています。
- また、様々な課題も顕在化していることに目を背けることはできません。大幅に増加している不登校児童・生徒をはじめ、特別支援教育の対象となる児童・生徒や外国籍の児童・生徒及び日本語指導を必要とする児童・生徒への支援の充実とともに、子どもの特性や背景によらず、多様な一人ひとりの状況に対応していくことも求められています。
- このような社会の流れを受け、令和 5（2023）年 3 月には、全国的な不登校児童・生徒の急増に対し、文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（以下「COCOLO プラン」という。）を策定したほか、同年 8 月には、子どもが主体的に学べる多様な学びの実現に向けた検討タスクフォース（以下「国検討タスクフォース」という。）を設置しました。
- また、東京都でも不登校施策を拡充するなど、多様な学び支援については、東京都教育庁のみならず、子供政策連携室といった知事部局とも連携して事業を推進することにより、さらなる支援拡大が見込まれています。

(2) 国・東京都の動向

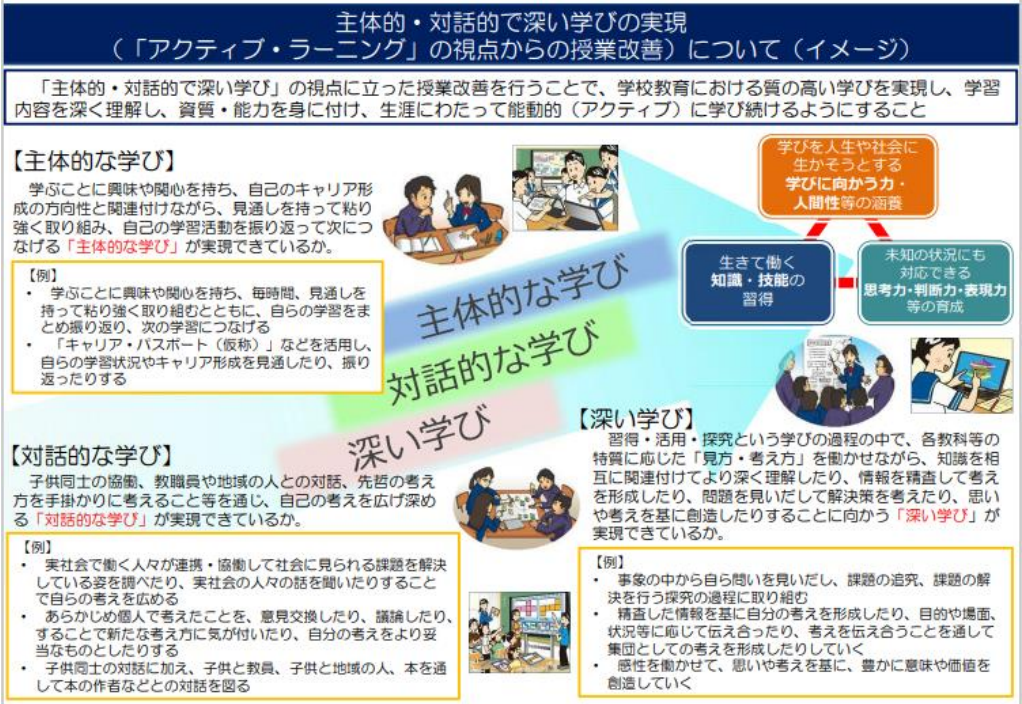
- 国は、不登校児童・生徒への支援について、初めて体系的に規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を平成 28(2016)年 12 月に公布、平成 29 (2017) 年 2 月に完全施行しました。
- この法律により、学校以外で行う多様で適切な学習活動の重要性等が規定され、様々な取組が行われてきましたが、近年、大幅に増加している不登校児童・生徒に対する取組の一層の充実を図るため、COCOLO プランが示され、不登校により学びにアクセスできない子どもたちを、ゼロにすることをめざすこととしています。
- さらに、国検討タスクフォースでは、一人ひとりの子どもたちが主体的に学べる多様な学びを実現していくため、これからの学校には、不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒、外国籍児童・生徒など、多様な子どもを受け止めることができる包摂的な教育課程を編成していくことが求められているとしています。
- こうした中、既にいくつかの自治体や学校において教育課程の時程上の工夫を行い、学校に裁量の余地のある時間を生み出す取組など、様々な創意工夫ある実践が生み出されてきています。今後は、義務教育として共通に学ぶべきことを担保しつつ、可能な限り児童・生徒が興味・関心に応じて主体的に学ぶ時間を確保できるよう取り組んでいくことが重要であるとされました。

- 激動の時代を生きる子供たちに、自ら考え、学び、主体的に思考・判断しながら自分らしく生きていく力を身につけさせてあげたい。こうした願いは教育に携わる関係者たちの間で日に日に高まっており、まさに令和の日本型教育の目指す道であることは間違いない。しかし、これまで我が国が長い時間をかけて作り上げてきた社会の教育観や、学校教育の仕組みの中で、これまでの学校教育の形に適応し、従来の学力観や授業スタイルの中で力を発揮し、安心を感じている児童生徒もいることも事実である。
- また、多様な興味・関心を持つ子供たちが自分の強みを活かしながら主体的に学べる環境を実現していくためには、学校と地域との連携により多様な大人や専門性のある人が子供達に関わっていくことが不可欠であり、こうした点についても今後の取組の展開に際して、留意していくことが必要である。

出典：令和 5 (2023) 年 9 月 5 日「子供たちが主体的に学べる多様な学びの実現に向けた検討タスクフォース論点整理」
(文部科学省資料抜粋)

- また、国の様々な取組が行われる中、東京都では、不登校施策として、不登校対応巡回教員の配置及び校内別室指導支援員の配置拡充等を進めています。
- 加えて、学校外の学びの場・居場所で過ごす子ども一人ひとりの特長・特性を伸ばし、成長をサポートするため、大学等の機関等と連携しながら、子ども一人ひとりの興味・関心を引き出す支援方法について、調査研究に取り組んでいます。

図1 【参考】主体的・対話的で深い学び



出典：平成 29(2017)年度 新しい学習指導要領の考え方
－中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ－（文部科学省資料抜粋）

図2 【参考】東京都の不登校施策（概要）

令和7年度不登校施策 全体像						
	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	高等学校	
学校内	学びの多様な学校の設置支援（本校型、校外分教室型） 生徒の実態に配慮した学校教育の実施					
	チャレンジクラスの設置 生徒の実態に配慮した学校教育の実施			チャレンジスクール、エンカレッジスクール、 昼夜間定時制の設置 多様なタイプの学校を設置		
	不登校対応巡回教員の配置 地区内の中学校を広くカバーし、 不登校対応力を向上			多様な学びコーディネーターの配置 新規 遠隔・通信授業実施に向けた校内調整等		
	校内別室指導支援員の配置（国事業「校内教育支援センター設置促進事業」含む） 学級で過ごすことが難しい児童・生徒に対して、別室で学習指導や相談対応					
						校内居場所カフェの設置 学校内に生徒の居場所をつくり、ユースソーシャルワーカー等が生徒への悩みに応じた支援を実施
						人間関係づくりのためのプログラムの実施 グループでの議論を通して、人間関係づくりを促すプログラムを実施し、登校意欲を喚起
	スクールカウンセラーの配置 心理に関する専門家による、児童・生徒に寄り添ったメンタルケアの充実					
	バーチャル・ラーニング・プラットフォームの実施 仮想空間を利用した学びの場の提供（校内別室等）					
	エデュケーション・アシスタントの配置 担任を補佐する支援員を配置し、個別ケア等の支援を実施		小学校教科担任制の導入 授業の質の向上及び国政体制の構築		教育相談主任の設置 組織的な教育相談体制の構築 新規	ユースソーシャルワーカーの派遣 教員だけでは難しい問題に 福祉面、キャリア形成の側面から支援
	スクールソーシャルワーカーの配置 学校だけでは難しい事項に福祉面から支援					
学校外	不登校対応事例データベースの公開 地区から効果的な事例を収集し、都教育委員会のホームページに掲載					
	スクールソーシャルワーカーの機能強化（区市町村への不登校対応支援事業） ユースソーシャルワーカーの自治体への派遣、体系的な研修の実施及びガイドラインの作成を行い、不登校対応の支援体制を強化					NPO等と連携した学びのセーフティネット事業の実施 学校外、居場所を提供し、学習支援や相談等に対応
	不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験活動プログラムの実施 不登校児童・生徒への多様な教育機会を確保するため、効果的な体験活動のプログラムを提供し、社会的自立を支援					
	バーチャル・ラーニング・プラットフォームの実施 仮想空間を利用した学びの場の提供（教育支援センター・学びのセーフティネット）					
	フリースクール等協議会の開催 学校・教育委員会・フリースクール等による協議を通じて連携を一層強化					
	教育支援センター機能強化補助事業の実施 学校に通うことが難しい生徒に対する居場所づくりや学習支援等の取組を支援					令和7年度新規・拡充事業

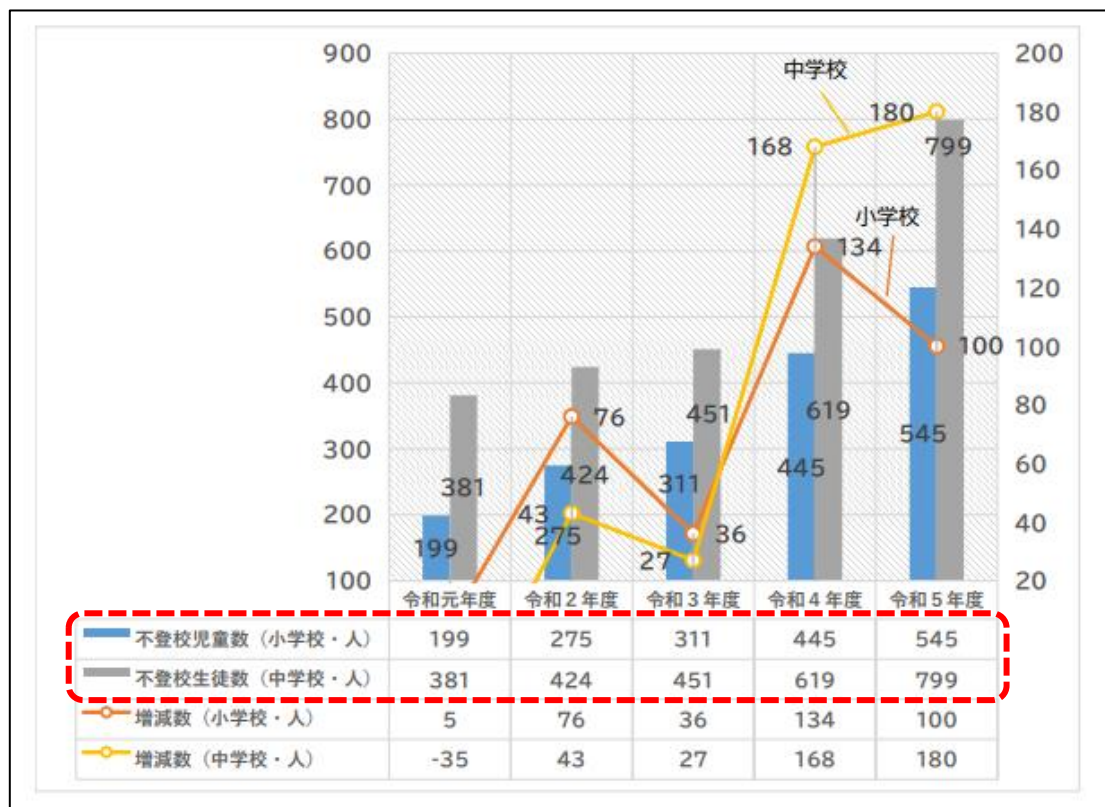
出典：令和7(2025)年度不登校施策について（令和7(2025)年5月 東京都教育庁資料抜粋）

2 多様な背景をもつ区の児童・生徒の主な状況

(1) 不登校児童・生徒の状況

- 不登校児童・生徒とは、年間 30 日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある児童・生徒（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）のことです。（「文部科学省令和 5（2023）年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）
- 区では、令和 5（2023）年度に不登校児童・生徒数が 1,300 人を超え（図 3）、年間 30 日以上欠席、50 日以上欠席、90 日以上欠席等（図 4）、一人ひとり様々な状況であることを踏まえ、不登校児童・生徒の状況に応じた学びの保障が喫緊の課題となっています。

図3 不登校児童・生徒数



出典：令和 5（2023）年度 不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について（板橋区作成資料抜粋）

※ 令和 6（2024）年度の資料を公表した際には、最新の内容に変更する場合があります（以下同様）。

図4 不登校児童・生徒数の前年比及び出現率

		令和元年度	増減	令和2年度	増減	令和3年度	増減	令和4年度	増減	令和5年度
小学校 (人)	不登校総数	199	↑76	275	↑36	311	↑134	445	↑100	545
	50日以上欠席									397
	90日以上欠席	97	↑33	130	↑30	160	↑30	190	↑54	244
	出席10日以内	18	↑17	35	↑4	39	↑13	52	↑9	61
	出席0日	9	↑7	16	↑3	19	↑6	25	↓-2	23
中学校 (人)	不登校総数	381	↑43	424	↑27	451	↑168	619	↑180	799
	50日以上欠席									644
	90日以上欠席	257	↑14	271	↑36	307	↑60	367	↑123	490
	出席10日以内	80	↑0	80	↓-1	79	↓-27	52	↑37	89
	出席0日	32	↓-5	27	↓-4	23	↑1	24	↓-1	23

※50日以上欠席は、30日以上欠席の内数である。

※同様に、90日以上欠席、出席10日以内、出席0日もそれぞれ内数である

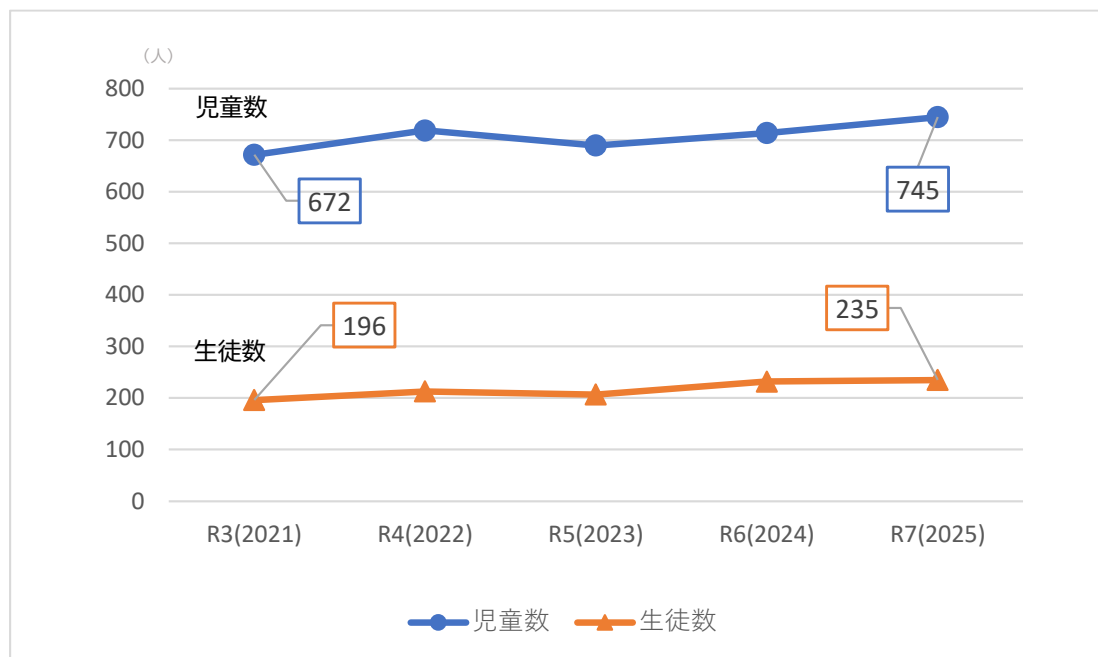
出典：令和5(2023)年度 不登校及び問題行動(いじめ・暴力行為)の状況について (板橋区作成資料抜粋)

(2) 特別支援学級等に在籍、外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒の状況

① 特別支援学級等に在籍する児童・生徒の状況

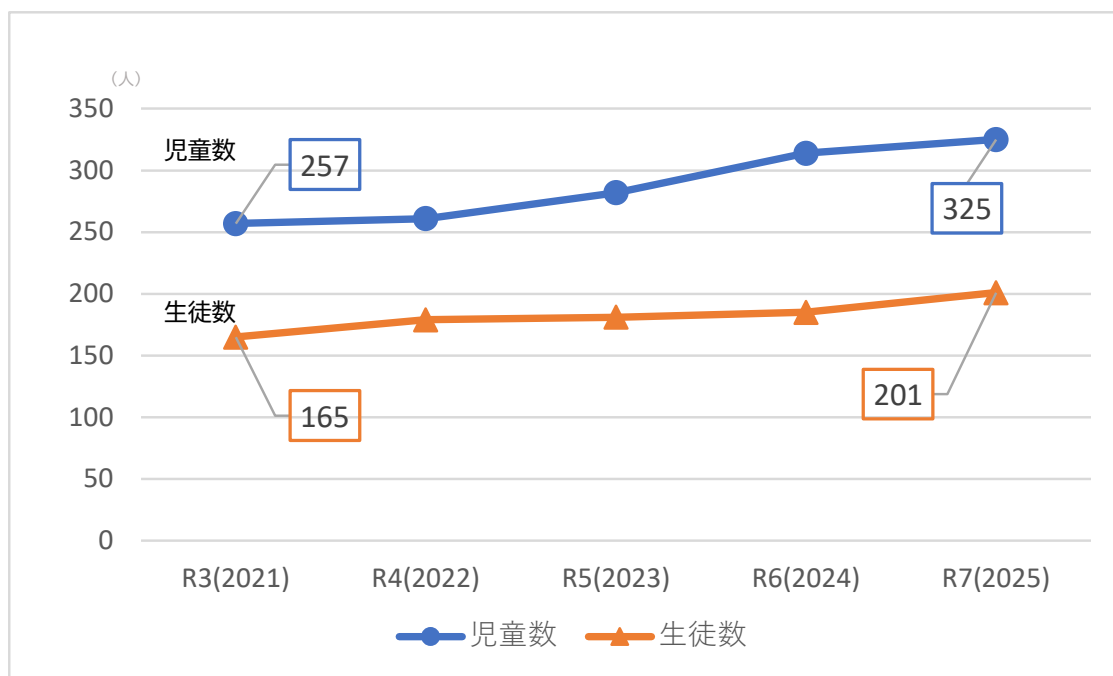
- 区では、STEP UP教室(特別支援教室(情緒障がい等))に在籍する児童・生徒は、令和3(2021)年度は868人、令和7(2025)年度は980人となっています(図5)。
- また、特別支援学級(知的)に在籍する児童・生徒は、令和3(2021)年度は422人、令和7(2025)年度は526人となっています(図6)。

図5 STEP UP教室(特別支援教室(情緒障がい等)) 児童・生徒数(直近5年)の推移



出典：板橋区作成（教育委員会事務局調べ）

図6 特別支援学級（知的）児童・生徒数(直近5年)の推移

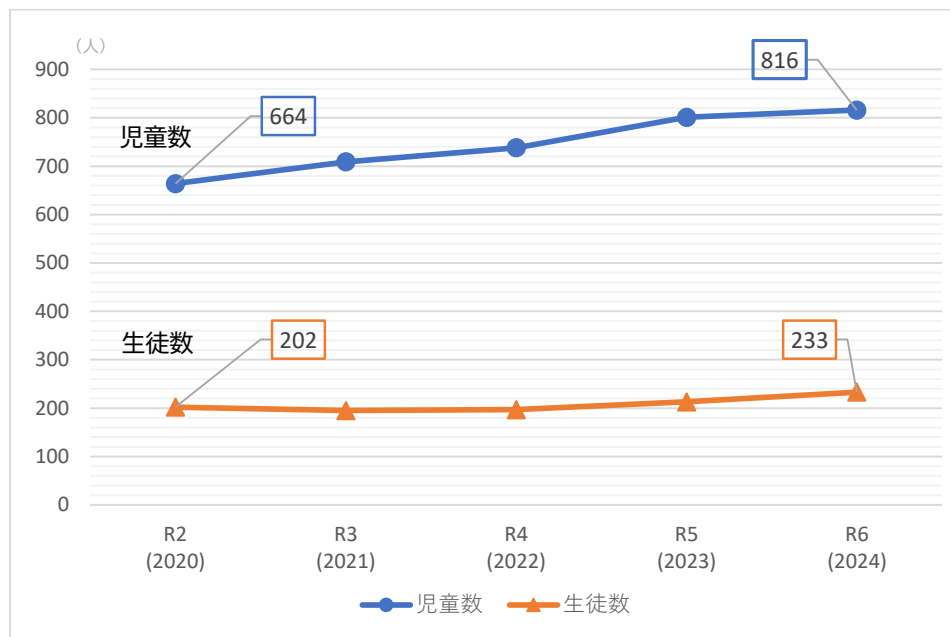


出典：板橋区作成（教育委員会事務局調べ）

② 外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒の状況

- 区では、外国籍の児童・生徒は、令和2（2020）年度は866人、令和6（2024）年度は1,049人となっています（図7）。
- また、区では、日本語指導が必要な児童・生徒は、令和2（2020）年度は194人、令和6（2024）年度は216人となっています（図8）。

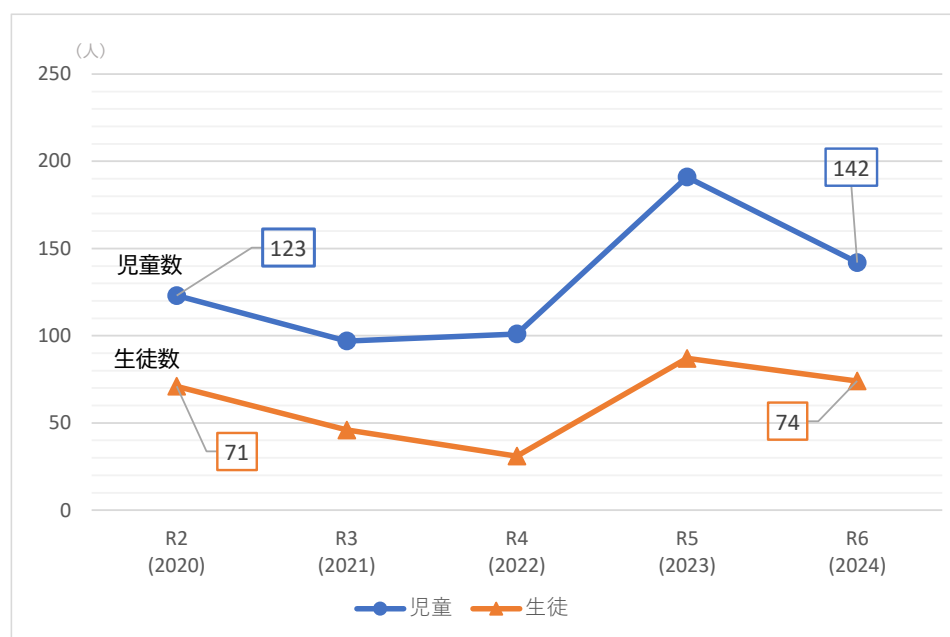
図7 板橋区立学校における外国籍児童・生徒数(直近5年)の推移



数値は「学校基本調査」より

出典：板橋区作成（教育委員会事務局調べ）

図8 板橋区立学校における日本語指導が必要な児童・生徒数(直近5年)の推移



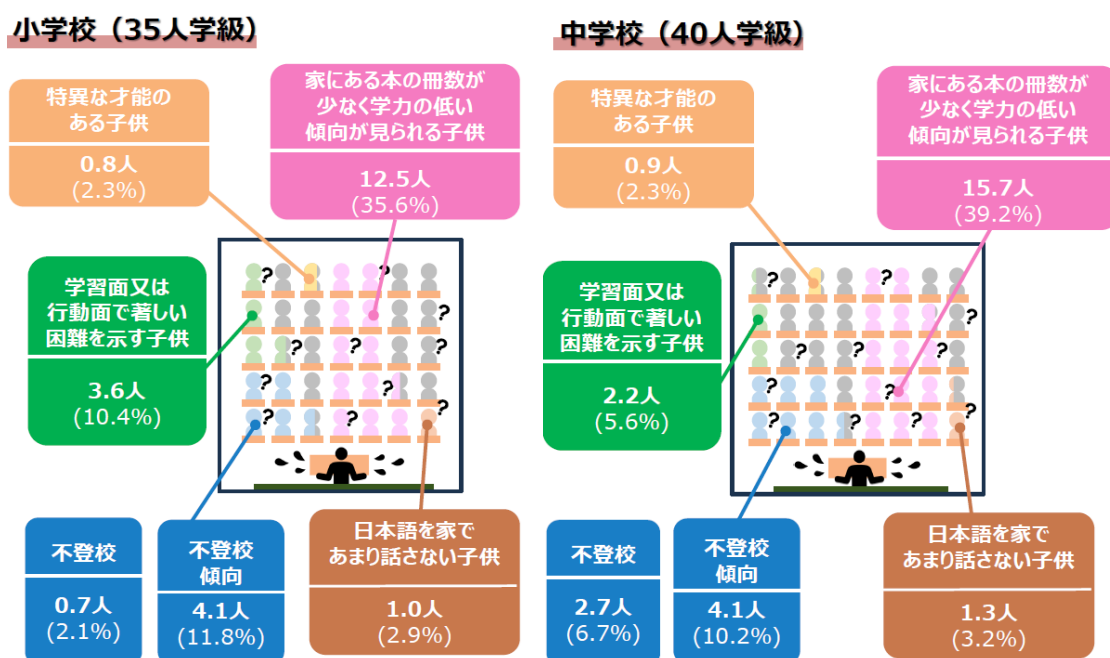
数値は「東京都調査（日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査）」より

出典：板橋区作成（教育委員会事務局調べ）

(3) グラデーションのような、児童・生徒一人ひとりの多様な状況

- (1)(2)で記載のように、不登校児童・生徒をはじめ、特別支援学級等に在籍する児童・生徒、外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒など、それぞれが異なる特性や背景をもっています。
- しかし、このような状況は一例に過ぎず、不登校等でない状況の児童・生徒も含め、実際には、一人ひとりの状況は千差万別です。その違いには、明確な境界線はなく、むしろグラデーションのように連続的に変化し、多様な状況です。

図9 【参考】多様な個性や特性をもつ子どもが在籍している実態



出典：柔軟な教育課程編成の促進について ～各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供の包摂～
 (令和7(2025)年4月10日 文部科学省 教育課程企画特別部会資料1-1 抜粋)

3 現状から見てくる多様な学び推進に係る課題

(1) 不登校の理由（要因）の多様化、複雑化

- 令和5（2023）年度の小中学校における不登校児童・生徒数は、1,344人であり、前年度から280人増加しました。増加の割合は、1.26倍であり、前年度の1.40倍と比較すると、増加率は減少しました。欠席状況別で見ると、不登校児童・生徒のうち、半数以上が90日以上欠席となっていることから、不登校は、長期化する傾向にあります。
- 不登校の理由（要因）について、令和5（2023）年度の区の調査によると、小学校においては、「不安・抑うつ」の相談、中学校においては、「学校生活に対する無気力」（学校生活に対してやる気が出ない等）の相談が最も多く、次いで小中学校ともに「生活リズムの不調」の相談が高い割合を示しています（図10）。また、小学校では「親子の関わり方」の相談、中学校では「学業の不振」の相談もあり、不登校の理由（要因）は多様化、複雑化しています。

図10 不登校の要因（校種別不登校児童・生徒数を基にした各項目の割合 上位5項目）

小学校		中学校	
6 不安・抑うつ	25.9%	5 学校生活に対する無気力	27.7%
4 生活リズムの不調	25.3%	4 生活リズムの不調	23.2%
5 学校生活に対する無気力	22.6%	2 学業の不振	17.3%
3 親子の関わり方	14.5%	6 不安・抑うつ	16.3%
2 学業の不振	13.0%	1 いじめ被害を除く友人関係	14.9%

※令和5年度は、項目等に変更があったため、上位5項目を掲載する。

- 1 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間に関する問題に関する情報や相談
- 2 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
- 3 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
- 4 生活リズムの不調に関する相談・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
- 5 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・無気力で登校したくないことに関する相談
- 6 不安・抑うつに関する相談・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない。）ことに関する相談

出典：令和5（2023）年度 不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について （板橋区作成資料抜粋）

- 不登校児童・生徒については、区だけでなく、国・東京都においても増加傾向です。文部科学省においては、増加の背景として保護者の学校に対する意識の変化やコロナ禍の影響による登校意欲の低下などを挙げています。このように、不登校の背景は様々されており、不登校に直接つながる要因は明確に見出されておりません。
- 一方、区の不登校児童・生徒に対するアンケート調査においては、「学校の欠席が増えた理由」について、「だいたいあてはまる」「とてもあてはまる」を合計して最も多かった理由は、「なんとなく」が3年連続、第1位となっています（図11）。
- 調査結果からは、「ともだちとの関係」「勉強が分からなくなった」も要因となっていることから、他者と良好な関係を構築するためのソーシャルスキルの向上や基礎的な学力の定着も課題であると考えられます。
- これらの状況を踏まえ、不登校児童・生徒数の増減等、全体の傾向を捉えるとともに、不登校児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、その状況に応じた支援を実現させていくことが社会的自立に向けて重要です。

図11 学校の欠席が増えた理由（児童・生徒アンケートにより・各項目の回答数を基にした割合）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	3	4	計	3	4	計	3	4	計
なんとなく	20.4%	18.4%	38.8%	20.8%	19.5%	40.3%	17.9%	13.7%	31.6%
ともだちとの関係	19.7%	13.6%	33.3%	19.5%	16.9%	36.4%	15.4%	12.0%	27.4%
勉強がわからなくなった	19.0%	10.9%	29.9%	18.2%	18.2%	36.4%	17.9%	8.5%	26.5%

3:だいたいあてはまる 4:とてもあてはまる

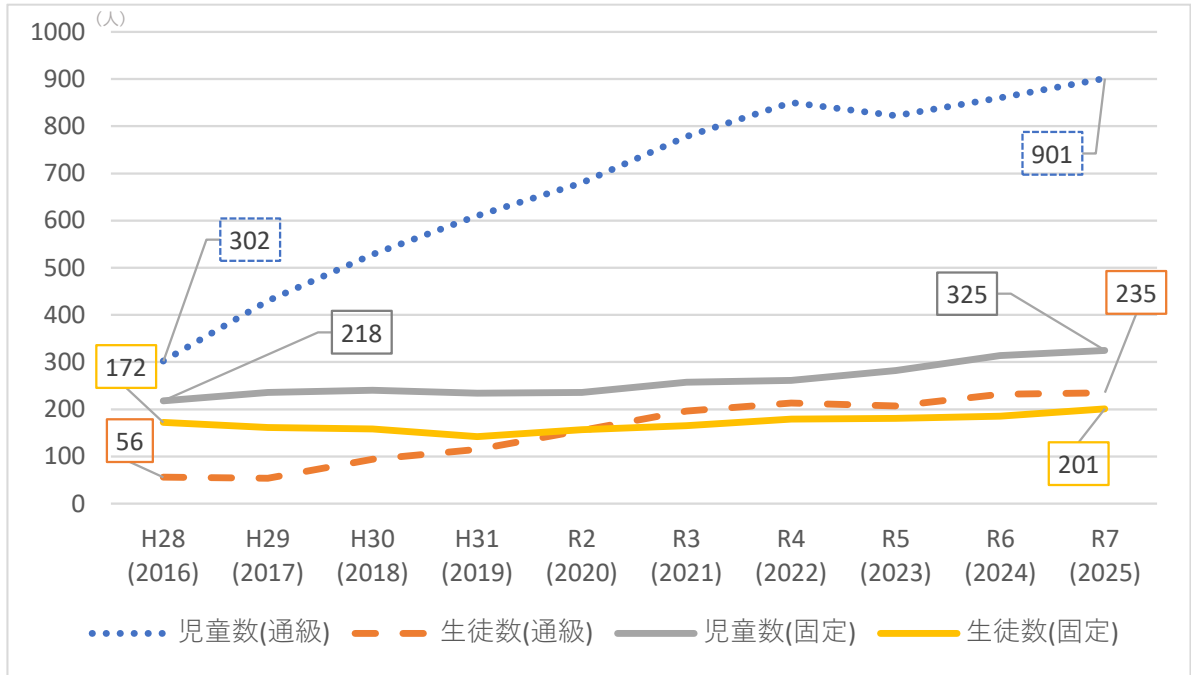
※回答人数について R03:146名 R04:75名 R05:117名

出典：令和5（2023）年度 不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について（板橋区作成資料抜粋）

（2）発達の特性や国籍など様々な背景をもつ児童・生徒の増加への対応

- 特別支援学級等に在籍する児童・生徒数は増加傾向です。児童・生徒ごとに通級と固定で、平成28（2016）年と令和7（2025）年と比較すると、児童・生徒とも通級の割合が大幅に増加しています（図12）。
- 区の特別支援教育においては、『通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意し、学びの場の決定の際は、本人・保護者の意見を最大限尊重するとともに、就学後も、発達の程度や適応の状況に応じて、柔軟に学びの場を変更できるものとする』としています（図13）。
- 増加する通級の児童・生徒や、その前段階（支援レベル1・2）の状況にある支援を必要とする児童・生徒に対応するため、個別の教育的ニーズに応えられるよう、さらなる支援の充実が求められています。

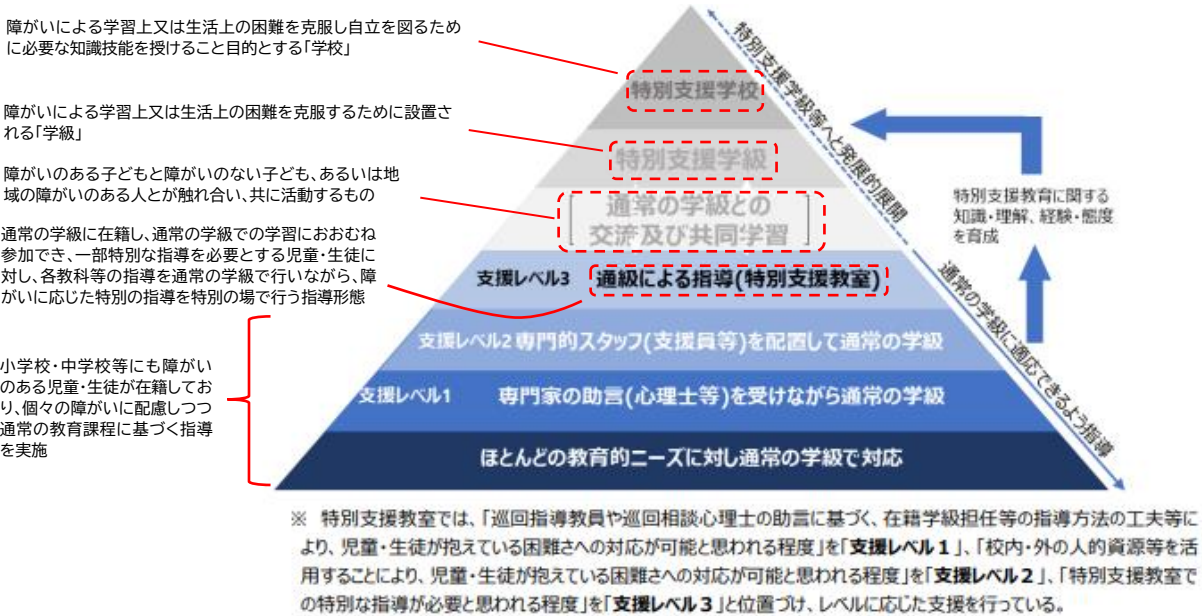
図 12 特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数(直近 10 年)の推移



児童数(通級)は「特別支援教室(STEP UP 教室)」と「通級指導学級(きこえとことばの教室)」の合計

出典：板橋区作成（教育委員会事務局調べ）

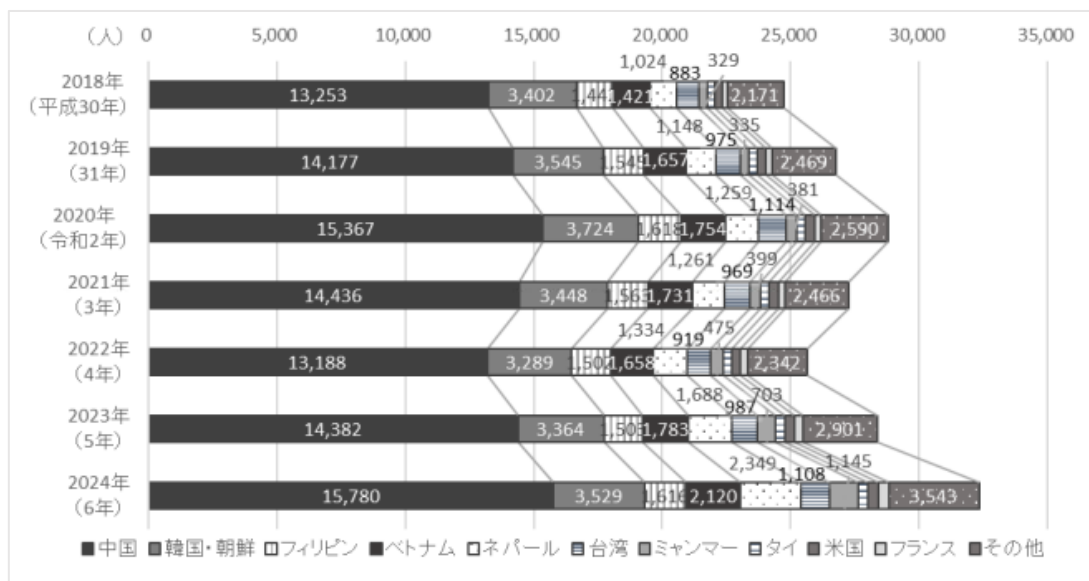
図 13 【参考】特別支援教室における「学びの場」の移動、特別支援学級等への発展的展開のイメージ



出典：令和6(2024)年3月 板橋区特別支援教育推進指針（板橋区作成資料抜粋）

- 外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒数も増加傾向が続いています。区全体の外国人人口の動向をみると、国籍別では、平成 30（2018）年と令和 6（2024）年と比較すると、増加数は、中国が約 2,500 人と最も多く、直近でも外国人人口全体の半数近くを占めており、次いで、ネパールが、約 1,300 人の増加数となっています（図 14）。
- このような現状に対応するため、以下のような取組等を実施していますが（図 15）、今後の外国籍児童・生徒の増加の可能性を見据えた、さらなる支援の充実が求められています。

図 14 主な国籍別の外国人人口の推移



資料）住民基本台帳人口（各年1月1日）より作成

出典：令和 6（2024）年 9 月 板橋区人口ビジョン（2025 年～2050 年）

図 15 板橋区立学校における外国籍児童・生徒に対する日本語指導の取組

日本語学習初期支援事業	【概要】 入国して間もないなどの理由により、日本語での意思疎通が困難な児童・生徒が、区立小・中学校に就学する際、学校生活に必要な最低限の日本語の基礎を短期間で集中的に学ぶ講座 【学校内実施】 指導員を学校へ派遣し、余裕教室等を活用して実施する個別指導方式 【春期講座】 教育支援センターなどを会場とした集団指導方式
日本語学級	【概要】 日本語の習得が不十分なために、学校生活や学習に困難を示している児童・生徒が、在籍校から週に 2 回、1 回の時間は 1 ～ 2 時間、決められた日時に通級 【設置校】 小学校：3 校（8 学級）、中学校：2 校（5 学級） 【人数】 児童：120 人、生徒 69 人

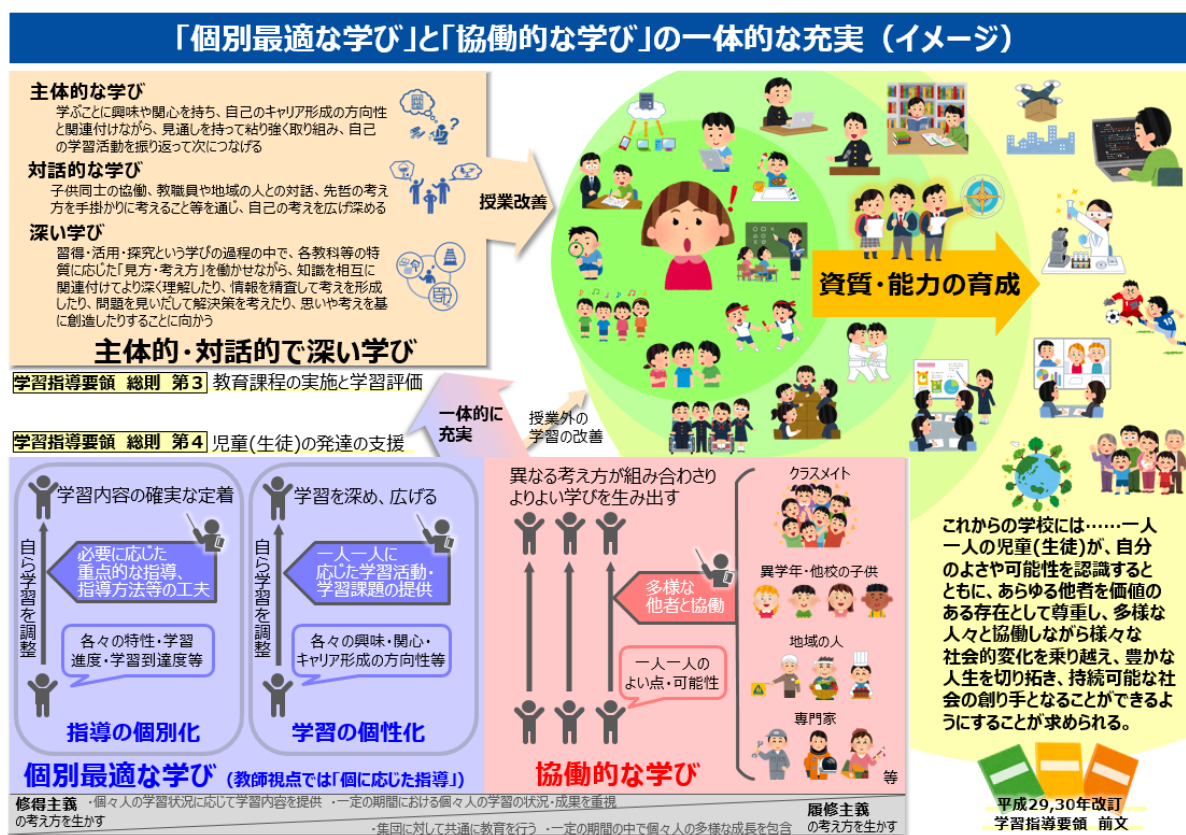
令和 7（2025）年 5 月 1 日時点の数値

出典：板橋区作成（教育委員会事務局調べ）

(3) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- 不登校児童・生徒をはじめ、特別支援学級等に在籍する児童・生徒、外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒などがいる一方で、そのような状況・背景がない子どもたちにおいても、一人ひとりの状況は実に多様な状況です。その多様な状況に明確な境界線はなく、グラデーションのように連続的に存在しています。
- そのような視点で国の動向をみると、文部科学省は、中央教育審議会の答申を受け、令和3（2021）年3月に「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」を発出しています（図16）。
- 現行の学習指導要領では、学校教育を通じて児童・生徒が「何ができるようになるか」という各教科等において育成をめざす資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理しています。しかし、学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子どもが多くなっていることを課題としてあげています。

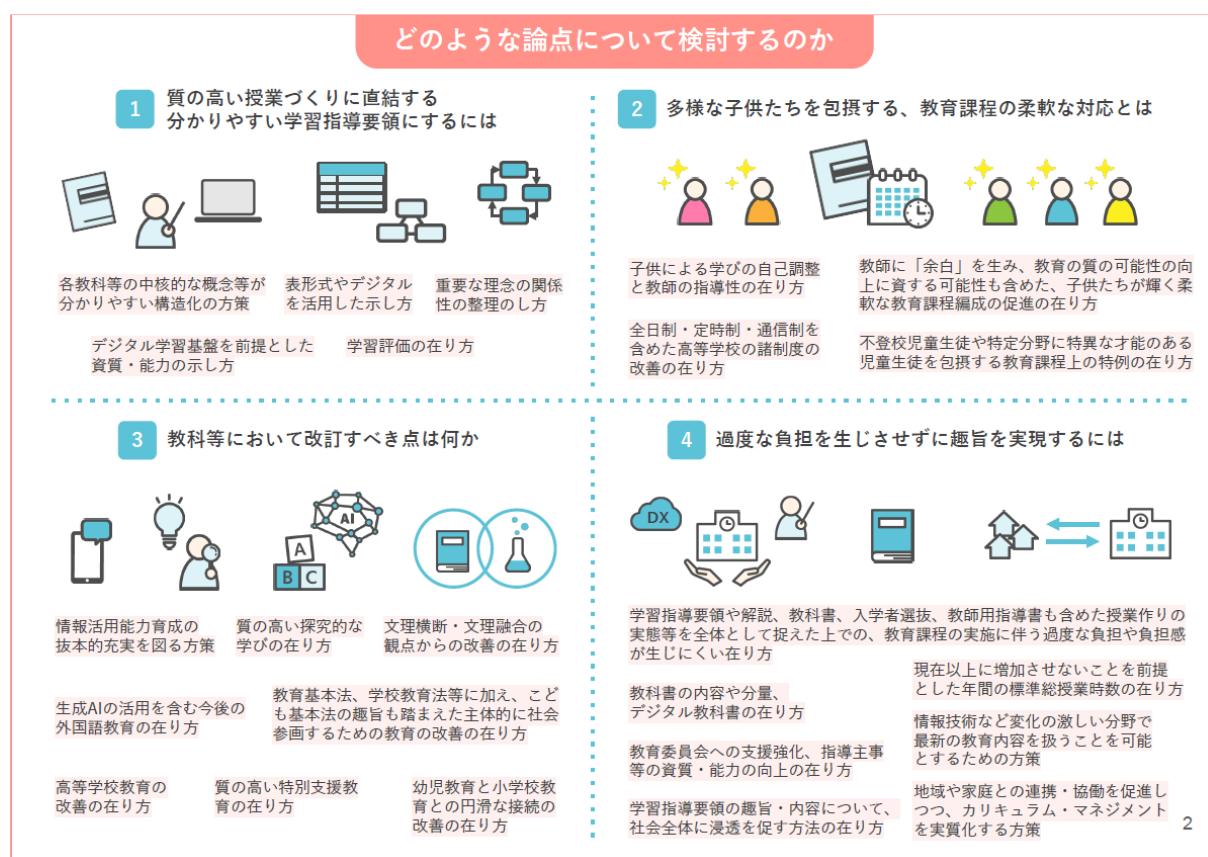
図16 【参考】「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）



出典：令和3（2021）年3月 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料
（文部科学省資料抜粋）

- こうした課題に取り組むため、文部科学大臣は、令和6（2024）年12月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」を中央教育審議会に諮問し、より質の高い、深い学びを実現し、資質・能力の育成につながる学習指導要領の在り方や、多様な個性や特性、背景を有する子どもたちを包摂する柔軟な教育課程の在り方等について、審議が進められています（図17）。
- このような現状を踏まえ、児童・生徒一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い、互いを尊重し高め合う「個別最適な学び」及び「協働的な学び」により、児童・生徒一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばす教育の実現に向け、さらなる取組を推進していくことが区に求められています。

図17 【参考】諮問ポイント概要版



出典：令和6（2024）年12月25日 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問のポイント：概要版）
（文部科学省資料抜粋）

第3章

シンボル掲載予定

プランにおける取組

- 1 めざすべき方向
- 2 実現したい多様な学びの環境
- 3 重点戦略
- 4 重点戦略に対応する取組

3 プランにおける取組

学ぶ内容・方法・場所の三つの観点からの工夫により、めざすべき方向を推進

めざすべき方向

多様な一人ひとりの状況に対応した、子どもの学びを継続させるため、学ぶ内容・方法・場所の三つの観点からの工夫により、令和8（2026）年度から3年間でめざすべき方向を示します。

実現したい多様な学びの環境

めざすべき方向を踏まえ、「実現したい多様な学びの環境」を示します。

重点戦略

多様な学び推進の背景、区の児童・生徒の状況、現状から見えてくる課題を念頭に置き、3つの重点戦略に基づき、計画的に取組を展開します。

重点戦略に対応する取組

令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までに取り組む、重点戦略に対応する取組を掲載します。

1 めざすべき方向

多様な学び推進の背景や現状から見えてくる課題等を踏まえ、多様な一人ひとりの状況に対応した、子どもの学びを継続させるため、学ぶ内容・方法・場所の三つの観点からの工夫により、令和8（2026）年度から3年間でめざすべき方向を以下のとおりとします。

- 不登校児童・生徒、特別支援学級等に在籍する児童・生徒、外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒などに対する支援の充実だけでなく、子どもの特性や背景によらず、多様な一人ひとりの状況に対応し、個別最適な学びの機会を確保できるようにめざしていきます。
- また、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合うよう、学校のみならず、地域との連携による協働的な学びの機会を確保することなどを通じて、子どもたちが、自ら考え、学び、主体的に思考・判断しながら自分らしく生きていく力を身に付け、学ぶ喜びや成長する喜び、人とつながる喜びを重ねる中で、幸せを感じられるようになることをめざしていきます。

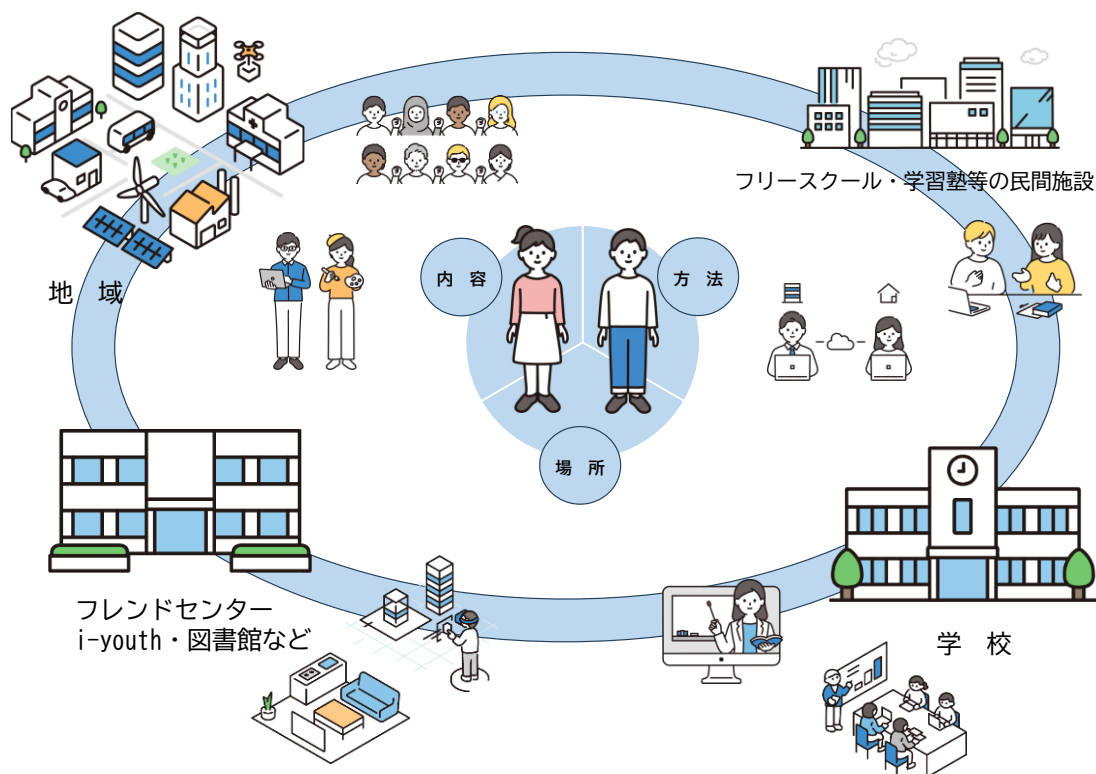
内容の観点からの工夫	一人ひとりの学習進度や習熟度に応じた取組、教科横断的な取組など
方法の観点からの工夫	個別学習、グループでの協働学習、オンライン学習、学年の枠を超えた協働的な学習など
場所の観点からの工夫	教室、校内の教室以外の居場所、フレンドセンター、メタバース空間を活用したオンライン空間など

2 実現したい多様な学びの環境

めざすべき方向を踏まえ、多様な学び推進プラン 2028 では「実現したい多様な学びの環境」を以下のとおりとします。

多様な学びを通じて、さまざまな個性をもつ児童・生徒が、
自らの個性や能力を伸ばし、困難を乗り越え、人生を切り拓き、
成長と幸せを実感できる環境

多様な学びの環境のアウトカムイメージ²



- 不登校や様々な特性や背景をもつ子どももそうでない子どもも、自分が学びたい（知りたい）ことに取り組めるよう、多様な学びの機会が増えています。
- また、いままでの学校教育の中で、中心的に行われてきた一斉指導の授業に加え、オンライン学習や一人ひとりの習熟度や興味・関心に応じた学び、様々な人との協働的な学びができるようになっています。
- さらに、学校内外の多様な学びの場と居場所で、従来の内容も含む多様な学びができる場所を選ぶことができるようになっています。
- それにより、子ども一人ひとりの考えが尊重されつつ、多様な学びを続けることができるようになります。

2 アウトカムイメージ：「実現したい多様な学びの環境」が実現した際に起きている成果のイメージ

3 重点戦略

多様な学びを推進するにあたっては、様々な理由（要因）が複合的に関連しており、一つ
の取組だけで課題の解決を図ることは難しい状況です。また、既に開始している取組もある
ことから、計画的に推進する必要があります。

そのため、多様な学び推進の背景、区の児童・生徒の状況、現状から見えてくる課題を念
頭に置き、次の3つの重点戦略に基づき、取組を展開していきます。

重点戦略 1 学びを続けるうえでの、様々な選択肢の提供

～ 不登校児童・生徒の社会的自立を支える多様な学び ～

- 不登校児童・生徒は増加傾向であり、そのような状況にある児童・生徒の学びを止め
ないよう様々な選択肢を提供することは、多様な学びを推進する上で、重要な柱となる
取組の1つです。
- 不登校児童・生徒への支援に取り組むにあたっては、令和5（2023）年4月に板橋区
教育委員会事務局指導室が改訂した「不登校対応ガイドライン」により示した、不登校
対応方針である『「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来、
児童・生徒が豊かな人生を送れるよう、社会的に自立をすることをめざすものである。』
を念頭におく必要があります。
- また、今後の取組を検討する際の指針となるものとして、令和7（2025）年3月19日
に板橋区青少年問題協議会提言として、子どもたちを支援するにあたっては、これから
も支え続けるだけでなく、社会的に自立していくことを見据えることが重要であること
など、「不登校の背景を的確に捉えた、多面的な支援の実現に向けて」が取りまとめら
れました。
- それらを踏まえ、すべての児童・生徒が、安心して教育を受けることができるように、
興味・関心・意欲を引き出す授業の実現や、児童・生徒が活躍し自己肯定感を高められ
るような教育活動の充実など、学校における環境の整備を図るとともに、不登校児童・
生徒一人ひとりの状況に応じた必要な支援が行われるように取り組んでいきます。

重点戦略 2

様々な背景をもつ子どもに応じた個別支援の強化

～ 発達特性や外国籍などの背景をもつ児童・生徒に対応した多様な学び ～

- 発達特性や外国籍などの背景をもつ児童・生徒は増加傾向であり、それぞれの児童・生徒に対し、個別支援を強化して進めることは、多様な学びを推進する上で、重要な柱となる取組の1つです。
- 発達特性をもつ児童・生徒については、令和6（2024）年3月に策定した「板橋区特別支援教育推進指針」に則り、できる限り通常の学級で学べることを追求しつつも、個別の教育的ニーズに応えられるよう、連続性のある学びの場の一層の充実を図るとともに、個別最適化された学習を通じて、児童・生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育の実現に向けて取り組んでいきます。
- また、外国籍の児童・生徒及び日本語指導を必要とする児童・生徒のなかには、日本語を母語とする児童・生徒と異なり、それぞれの実情に応じた支援が必要となる場合があります。児童・生徒一人ひとりの実情に応じた学習支援の工夫に取り組んでいきます。

重点戦略 3

子どもの状況に応じた学びの推進と地域と協働した学びの実施

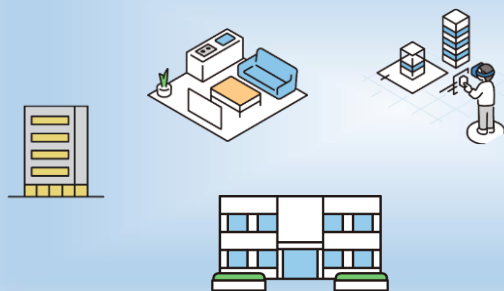
～ 様々な教育的ニーズに応じた児童・生徒の多様な学び ～

- 不登校児童・生徒、特別支援学級等に在籍する児童・生徒、外国籍及び日本語指導を必要とする児童・生徒などがある一方で、そのような状況・背景がない、学校に通っている子どもにおいても、一人ひとりの実態は実に多様な状況です。
- このような状況においても、多様性を尊重し、多様な他者と合意形成を図り、協働的に課題解決する力を育成していくため、学級活動や総合的な学習の時間を充実することが必要です。
- また、児童・生徒一人ひとりのニーズにできる限り寄り添うには、地域教育力³が最大限に発揮されることが重要です。学校と地域が協働するだけでなく、子どもをまんやかに据えた教育を軸として、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、多様な学びの実現に向けて取り組んでいきます。
- さらに、家庭教育の支援の観点からも、家庭と地域、学校の連携を進めるとともに、児童・生徒及び保護者に対する支援の充実を図ることも、重要となります。

3 地域教育力：板橋区教育委員会事務局では、地域教育力を「地域社会全体を学びの場（学び舎）として、多様な人々がつながり、関わり合いながら、生涯にわたって学び、成長する力のこと。」と定義づけしています。

3つの重点戦略のイメージ

重点戦略 1 学びを続けるうえでの、様々な選択肢の提供



重点戦略 2

様々な背景をもつ子どもに
応じた個別支援の強化



重点戦略

3

子どもの状況に応じた学びの推進と
地域と協働した学びの実施



4 重点戦略に対応する取組

- 実現したい多様な学びの環境に向けた、3つの重点戦略に対応する取組は以下のとおりです。

実現したい多様な学びの環境

多様な学びを通じて、さまざまな個性をもつ児童・生徒が、
自らの個性や能力を伸ばし、困難を乗り越え、人生を切り拓き、
成長と幸せを実感できる環境

重点戦略 1

学びを続けるうえでの、様々な選択肢の提供

～ 不登校児童・生徒の社会的自立を支える多様な学び ～

- 取組1-1 教室以外の居場所の充実
- 取組1-2 フレンドセンターの充実
- 取組1-3 不登校または不登校傾向の児童・生徒の保護者支援

重点戦略 2

様々な背景をもつ子どもに応じた個別支援の強化

～ 発達特性や外国籍などの背景をもつ児童・生徒に対応した多様な学び ～

- 取組2-1 発達特性をもつ児童・生徒への多角的な支援
- 取組2-2 外国籍の児童・生徒及び日本語指導を必要とする児童・生徒への支援

重点戦略 3

子どもの状況に応じた学びの推進と地域と協働した学びの実施

～ 様々な教育的ニーズに応じた児童・生徒の多様な学び ～

- 取組3-1 多様な児童・生徒に合わせた主体的・対話的で深い学びの推進
- 取組3-2 地域とともに取り組む多様な学びの実践

共通項目

取組 国・東京都への働きかけ

○ 令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの取組を掲載します。

※ 担当所管は、以下のとおり簡略化して表記します。

【学】：学務課、【指】：指導室、【生】：生涯学習課、【地】：地域教育力推進課、【支】：教育支援センター、【多】：多様な学び推進担当課、【教】：教育委員会事務局全課（室・センター・館含む）、カッコ（【】）内に2つ以上記載されている場合は連携して取り組んでいく。

取組 1-1 教室以外の居場所の充実	
概 要	
不登校児童・生徒にとって、教室や家庭以外の居場所となるような第3の居場所の検討、充実を図っていきます。 居場所の充実にあたっては、学校内の居場所のほか、日中におけるあいキッズ室の活用、大学内居場所・メタバース空間を利用した支援、民間団体と連携した、居場所の開拓を検討していきます。	
3年間の取組	
① 学校における教室以外の安心して過ごせる居場所の充実	【指】
② あいキッズ室における日中の不登校児等の居場所の実施	【地】
③ 大学と連携した居場所、メタバース空間を利用した支援	【支】
④ 民間団体との連携による、さらなる居場所開拓に向けた検討	【多・教】

取組 1-2 フレンドセンターの充実	
概 要	
不登校児童・生徒にとって、学籍を変更せず（転校せず）、探究的な活動や体験活動、創作活動、他者との交流を図ることのできるフレンドセンター（適応指導教室）は、学校外における貴重な学びの場所です。 フレンドセンターの充実にあたっては、様々な人との交流を図りつつ、これまで以上に安心して過ごすことができる場所となるよう検討していきます。	
3年間の取組	
① 若手人材（学生）による活動支援の充実	【支】
② 1人1台端末の利活用による習熟度・進度に合わせた学びの推進	【支】
③ 探究的な活動や体験活動等の充実	【支】

取組 1-3 不登校または不登校傾向の児童・生徒の保護者支援

概 要

不登校または不登校傾向の児童・生徒の保護者の状況に応じた支援を行うために、不登校施策に係る情報発信や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど相談に係る人員体制の充実を進めます。

また、フリースクール等の利用料に係る保護者への負担軽減策を検討・実施します。

3年間の取組

- | | |
|--|-------|
| ① 積極的な情報発信の検討・実施 | 【多・教】 |
| ② 不登校相談に係る人員体制の充実 | 【指・支】 |
| ③ フリースクール等の利用料に対する保護者の経済的な負担軽減の
検討・実施 | 【多・教】 |

取組 2-1 発達特性をもつ児童・生徒への多角的な支援

概 要

発達特性をもつ児童・生徒の支援を強化するため、学校生活支援員の拡充や小一サポーターの配置など外部人材の充実を図ります。

また、特別支援教室（通級による指導）に加え、発達特性に応じた学びの場の充実を図るため、自閉症・情緒障がい特別支援学級（固定学級）の設置を検討します。

さらに高等部の特別支援学校と連携し、特別支援学級等に在籍する児童・生徒が、小中学校の段階から、高校以降の進路を意識できるよう、交流事業を検討します。

3年間の取組

- | | |
|---------------------------|---------|
| ① 児童・生徒の教育的ニーズに応じた外部人材の充実 | 【指】 |
| ② 発達特性に応じた学びの場の充実 | 【指】 |
| ③ 特別支援学校（高等部）との連携、交流事業の検討 | 【指・多・教】 |

取組 2-2 外国籍の児童・生徒及び日本語指導を必要とする児童・生徒への支援

概 要

日本語指導を必要とする児童・生徒への支援を充実させるため、日本語学習初期支援の拠点の設置を検討します。

また、令和7（2025）年度からモデル導入した多言語翻訳ツール「KOTOBAL」の活用を進めるとともに、実際にツールを使った好事例の集積、学校への展開をします。

さらに、日本語を母語としない児童・生徒や保護者の支援につながる取組の研究を行います。

3年間の取組

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 日本語の能力が十分でない児童・生徒への日本語学習初期支援の充実 | 【学】 |
| ② 多言語翻訳ツールの活用、事例の集積 | 【指】 |
| ③ 日本語を母語としない児童・生徒や保護者支援に向けた研究 | 【多・教】 |

取組 3-1 多様な児童・生徒に合わせた主体的・対話的で深い学びの推進

概 要

児童・生徒の主体的な学びを促す「板橋区授業スタンダード」、児童・生徒が自分に合った学習内容等を自己選択・自己決定・自己調整し、学習に取り組む「板橋区授業スタンダードS」を推進します。

また、多様な学びにつながる方策の一つとして、イエナプラン教育⁴の要素を取り入れた様々な教育活動や、「板橋区授業スタンダードS」の充実を図るほか、探究型学習などを行う、モデル校（小学校）の選定と研究を行います。

3年間の取組

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 板橋区授業スタンダードの全校実施・板橋区授業スタンダードSの推進 | 【指】 |
| ② イエナプラン教育の要素を取り入れたモデル校の選定、研究 | 【指・教】 |

取組 3-2 地域とともに取り組む多様な学びの実践

概 要

板橋区コミュニティ・スクール（iCS）の仕組みを活用し、学校・保護者・地域が一体となって、子どもたちを育む様々な取組を行っていきます。

また、中高生の居場所・活動の場である i-youth の充実について、検討・実施します。

さらに、地域福祉コーディネーター（福祉部）との連携等により、不登校や学校生活に係る悩みを抱える児童・生徒及び保護者への支援に取り組めます。

3年間の取組

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 板橋区コミュニティ・スクール（iCS）の推進 | 【地】 |
| ② i-youth（中高生・若者支援スペース）の充実 | 【生】 |
| ③ 地域福祉コーディネーター（福祉部）との連携等による支援 | 【多・教】 |

⁴ イエナプラン教育：探究型学習やサークル対話などを通じて、一人ひとりを尊重しながら自律と共生を学ぶ教育（イエナプラン教育は、ドイツで始まりオランダで広がったのち、日本でも注目され、実践する学校が増えている教育）

【共通項目】国・東京都への働きかけ	
概 要	
多様な学びを推進するには、区のみでは限界があるため、それぞれの取組に係る財政的支援等について、時期を捉えて国や東京都へ働きかけを行っていきます。	
3年間の取組	
補助金申請時などに、国・東京都へ財政的支援等を要望	【教】

参考資料

シンボル掲載予定

1 基礎データ

(1) STEP UP教室(特別支援教室(情緒障がい等)) 児童・生徒数(直近5年)

【P14・図5】

(各年度5月1日の数値)【単位：人】

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
児童数	672	719	690	714	745
生徒数	196	213	207	232	235
合 計	868	932	897	946	980

(2) 特別支援学級(固定)の児童・生徒数(直近10年) 【P14・図6、P19・図12】

(各年度5月1日の数値)【単位：人】

年度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)
児童数	218	236	240	234	236
生徒数	172	161	158	142	157
合 計	390	397	398	376	393

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
児童数	257	261	282	314	325
生徒数	165	179	181	185	201
合 計	422	440	463	499	526

(3) 特別支援教室(通級)の児童・生徒数(直近10年) 【P19・図12】

(各年度5月1日の数値)【単位：人】

年度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)
児童数	302	430	528	610	680
生徒数	56	54	94	115	155
合 計	358	484	622	725	835

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
児童数	778	850	822	860	901
生徒数	196	213	207	232	235
合 計	974	1,063	1,029	1,092	1,136

数値は「特別支援教室(STEP UP 教室)」と「通級指導学級(きこえとことばの教室)」の合計

(4) 板橋区立学校における外国籍児童・生徒数(直近5年) 【P15・図7】

(各年度5月1日の数値)【単位：人】

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
児童数	664	709	738	801	816
生徒数	202	195	197	213	233
合 計	866	904	935	1,014	1,049

(5) 板橋区立学校における日本語指導が必要な児童・生徒数(直近5年) 【P15・図8】

【単位：人】

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
児童数	123	97	101	191	142
生徒数	71	46	31	87	74
合 計	194	143	132	278	216

2 (仮)「多様な学び推進プラン2028」策定プロジェクトチーム設置要領

(令和7年4月15日 教育委員会事務局次長決定)

(設置)

第1条 多岐にわたる「多様な学び」に関する諸事業を抽出し、現状の課題等を整理するとともに、新たな取り組みについて検討するため、(仮)「多様な学び推進プラン2028」策定プロジェクトチーム(以下「多様プランPT」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 多様プランPTは、次に掲げる事項を調査検討するものとする。

- (1) 「多様な学び」の策定方針案・骨子案・素案・原案の策定に関する事項
- (2) 「多様な学び」の現状を把握し、課題抽出するために必要な調査に関する事項
- (3) 「多様な学び」の新たな取り組みに関する事項
- (4) その他教育委員会事務局次長が必要と認める事項

(構成)

第3条 多様プランPTは、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 リーダーは教育委員会事務局次長を、サブリーダーは地域教育力担当部長及び多様な学び推進担当課長をもって充てる。
- 3 リーダーは多様プランPTを総括し、代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 前条第1項に掲げる構成員のほか、リーダーが必要と認める場合は、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第5条 多様プランPTは、作業部会を設置することができる。

- 2 前項の作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 多様プランPTの庶務は、教育総務課、多様な学び推進担当係長が処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか多様プランPTの運営について必要な事項は、リーダーが定める。

付 則

この要領は、教育委員会事務局次長決定の日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長
教育総務課長
学務課長
指導室長
新しい学校づくり課長
学校配置調整担当課長
多様な学び推進担当課長
生涯学習課長
地域教育力推進課長
教育支援センター所長
中央図書館長
多様な学び推進担当係長

3 いたばし学び支援プラン庁内検討会及び(仮)多様な学び推進プラン庁内検討会 設置要領

(令和7年4月17日 教育委員会事務局次長決定)

(設置)

第1条 板橋区教育ビジョン2035で示す中長期的な施策の実現に必要な事業の検討及び「多様な学び」の基本的な考え方を整理し、各支援策を体系立てて実施するための推進プランを策定するにあたり、必要な事項について協議するとともに関係各課の連携を強化するため、いたばし学び支援プラン庁内検討会及び(仮)多様な学び推進プラン庁内検討会(以下、「検討会等」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討会等は、会長、副会長、会員をもって構成する。

2 会長は、教育委員会事務局次長とする。

3 会長は、検討会等を総理する。

4 副会長は、地域教育力担当部長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会員は、別表の職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 会長は、必要に応じて副会長及び会員を招集し、会議を主宰する。

2 会長は、必要があると認める時は、会員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第4条 検討会等の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、教育委員会事務局次長決定の日から施行する。

別 表

所 属	職 名
教育委員会事務局	教育委員会事務局次長
	地域教育力担当部長
政策経営部	政策企画課長
	経営改革推進課長
	財政課長
危機管理部	防災危機管理課長
区民文化部	地域振興課長
	文化・国際交流課長
	スポーツ振興課長
産業経済部	産業振興課長
健康生きがい部	健康推進課長
福祉部	生活支援課長
	障がい政策課長
子ども家庭部	子ども政策課長
	支援課長
資源環境部	環境政策課長
教育委員会事務局	教育総務課長
	学務課長
	指導室長
	新しい学校づくり課長
	学校配置調整担当課長
	施設整備担当副参事
	多様な学び推進担当課長
	生涯学習課長
	地域教育力推進課長
	教育支援センター所長
	中央図書館長
	史跡公園担当課長

シンボル掲載予定

MIRAI SCHOOL いたばし

－多様な学び推進2028－

編集 板橋区教育委員会事務局教育総務課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

TEL 03-3579-2372 FAX 03-3579-4214

ky-tayou@city.itabashi.tokyo.jp

令和 年 月発行

刊行物番号 〇〇-〇〇〇